

公立大学法人滋賀県立大学定款の変更について

1 趣旨

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）の一部改正に伴い、公立大学法人滋賀県立大学定款の一部を次のとおり変更することについて、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき議決を求めます。

2 変更の概要

- (1) 監事の機能の強化を図るため、監事の職務および権限に関する規定を追加することとします。（第 9 条関係）
- (2) 監事の任期について、その任命後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表の承認の日までとします。（第 12 条第 3 項関係）
- (3) 変更後の定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。

公立大学法人滋賀県立大学定款新旧対照表

旧	新
公立大学法人滋賀県立大学定款 第1条～第8条 省略 (職務および権限) 第9条 1～5 省略 6 監事は、法人の業務を監査する。 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長または滋賀県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。 第10条～第11条 省略 (役員の任期) 第12条 1～2 省略	公立大学法人滋賀県立大学定款 第1条～第8条 省略 (職務および権限) 第9条 1～5 省略 6 監事は、法人の業務を監査する。<u>この場合において、監事は、滋賀県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</u> 7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）および職員に対して事務および事業の報告を求め、または法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。 8 監事は、法人が次に掲げる書類を滋賀県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。 (1) 法の規定による認可、承認および届出に係る書類ならびに報告書その他の総務省令で定める書類 (2) その他滋賀県の規則で定める書類 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長または知事に意見を提出することができる。 第10条～第11条 省略 (役員の任期) 第12条 1～2 省略

3 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 省略

第13条以下 省略

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 省略

第13条以下 省略